

バーナード・クリックの政治哲学とシティズンシップ教育論

関口, 正司
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1440779>

出版情報 : 政治研究. 60, pp.41-71, 2013-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン :
権利関係 :

バーナード・クリツクの政治哲学とシティズンシップ教育論

関口正司

はじめに

- 一 デモクラシーを相対化する見方
 - 二 統治（政府）の二つの側面
 - 三 政治教育からシティズンシップ教育へ
 - 四 共通善に対する慎重な見方
- おわりに——一般的な公的決定と個別的な公的決定の区別

はじめに

筆者は近年、イギリスの政治哲学者、バーナード・クリック（一九二九—二〇〇八）の著書 *Essays on Citizenship* の翻訳に監訳者・共訳者として取り組む機会を得た。⁽¹⁾ 作業にあたって筆者は、現代社会、とりわけ日本の生徒・学生や市民を対象とした市民教育や、大学での政治学教育のあり方を探るといふ目的意識から、その手がかりを得るためにクリックの諸著作をあらためて読み直し、彼の政治哲学とシティズンシップ教育論の関連に関する考察を試みた。本稿はこの考察の成果をまとめたものである。⁽³⁾

クリックは『シティズンシップ教育論』の中で、政府（統治）はそれ自体としては民主的たりえず、民主的に統制できただけだと指摘している。⁽⁴⁾ この鋭利な指摘が端的に示すように、彼の政治哲学は、国民主権・自治という民主主義の前提に引きずられて政府（統治）それ自体も民主的で非権力的でさえあるかのように受けとめる見方に対し、その弱点を衝く視点をそなえている。こうした批判的視点は、クリックが「市民的共和主義 (civic republicanism)」の伝統と呼ぶものと深く関連している。クリック以外にも、この伝統を意識した議論として、市民参加や市民的徳を強調する共和主義的言説や、市民の公的な討論プロセスの重要性を強調する熟議民主主義の言説が登場しているのはたしかである。しかし、政府と市民との関係の捉え方という点での弱点は、克服できていない場合が少なくないように思われる。この弱点は、参加的政治の正当性や討論プロセスの意義に議論が偏り、どのような統治形態にも共通する統治固有の課題があるという観点（統治論的観点とでも言うべきもの）が弱いか欠落していることに由来すると考えられる。

こうした弱さや欠落を見逃さないクリックの視点は、すでに彼の初期の著書『政治の弁証』で明確に見て取れるように、ヨーロッパの古典的政治学の伝統に根ざしている。アリストテレス以来の古典的政治学の伝統は、クリックが「市民的共和主義」の伝統と呼んでいるものとほぼ重なると言つてよい。この伝統は、しかしながら、二〇世紀に入つてデモクラシーが唯一正当化可能な統治形態だといふ見方が広まる中で衰退していった。その結果として生じた統治論的観点の欠落は、今や、デモクラシー時代の「時代の精神」とまで言いたくなるほど根深くなつていようと思われる。こ

の弱点を理論と実践の双方で克服しなければ、民主主義社会における政治的無関心、ガバナビリティの低下やポピュリズムの傾向といった深刻な現代的課題には十分に対処できないであろう。しかも、デモクラシーの担い手である市民の役割強化という観点からシテイズンシップ教育が注目されている現在、この弱点は、克服されなのまま、シテイズンシップ教育の位置づけや内容などに持ち込まれるおそれもある。こうした危惧が、クリックの政治哲学とシテイズンシップ教育論との関連を考察する本稿の動機である。

クリックは『シテイズンシップ教育論』の中で、アリストテレスの政治学に注目した初期著作『政治の弁証』の政治哲学的議論について、それを「陳腐な議論を含蓄あるものにする」企てだったと回顧している。⁽⁶⁾ この表現を借用すれば、クリックのそうした企てに注目する本稿も、クリックと同様に古典的政治学の伝統を意識して考察を進めようとする点で、「陳腐」さを免れないであろう。さらに言えば、本稿でめざすのは、クリックの政治哲学それ自体に関する専門的研究でもない。本稿では、政治哲学的な基礎を持つシテイズンシップ教育や政治学教育のあり方を探るという関心から、クリックの政治哲学の中で見逃せない点に限って考察することにとどまっている。⁽⁷⁾ とはいえ、本稿をわずかながらも独自性を持つ「含蓄あるもの」としているかもしれないのは、クリック同様に古典的政治学の伝統に留意しつつ、クリックの古典的政治学理解における重要な欠落を重視している点である。クリックの議論に見出せないのは、公共的決定における一般的決定（立法）と個別的決定（執行・行政）とを区別する伝統的な議論である。本稿の最後の部分では、この区別への注目がシテイズンシップ教育に及ぼす影響や意義についてふれることにしたい。

一 デモクラシーを相対化する見方

『政治の弁証』以来、『シテイズンシップ教育論』に至るまで、クリックは一貫して、「政治 (politics)」の本来の意味を、多様な諸利益の間に創造的妥協をもたらす営み、と捉えている。⁽⁸⁾ クリックはまた、この営みに市民が積極的に関与する政治のあり方を、『シテイズンシップ教育論』では、「市民的共和主義」と呼んでいる。⁽⁹⁾

この「政治」観は、デモクラシー（民主主義）を徹底的に相対化する見方を含意している。なぜなら、クリックの考えでは、デモクラシーはよき統治にとって必要条件ではあるが、十分条件ではないからである。デモクラシー的な要素を確保するだけでは、よき統治は達成できない。

よき統治は、クリックによれば、「政治」が成り立っていることを意味する。この「政治」は、『政治の弁証』では次のように定義されている。

さて政治は以下のように定義できる。——一定の支配単位内の相異なる諸利害を、全共同体の福祉と生存とにめいめいが重要な程度におうじて、権力に参加させつつ調停するところの活動、と。さらにこの形式的定義をおぎなつていえば、政治による体制は、合理的安定と秩序とを政治が成功裡に保障する統治類型である。……政治過程は、どの特定の政治教義とも直結しはしない。真の政治教義は、むしろ、この妥協という、果てしがなく動いて止まない問題にびったりとあてはまる実行可能な解決策を発見する試みなのである。¹⁰⁾

「政治」とは、複雑な文明社会における利益の多様性を与件として、多様な利益を調停し妥協させていく終わりなき営みに他ならない。この営みを持続させるシステムが、アリストテレスの言う *politia* (polity) である。クリックは、これを「政治的支配 (political rule)」と呼んでいる。¹¹⁾ この「政治的支配」こそが、よき統治を表わす統治類型の名称に他ならない。

「政治的支配」は、多様な利益の並存を許す「自由な統治」と言いかえることはできる。¹²⁾ しかし、アリストテレス以来の政治学の伝統を参照する限りでは、民主主義（民主政）と単純に言いかえることはできない。

政治理論の以前の伝統が「民主主義」を術語につかう場合には、アリストテレスの三重に区別する用法にしたがっていた。民主主義は、思想的立場としては、人がある点で平等ならばすべてにわたって平等であるべきだ、と信ずる人々の教義であり、国制的には、多数の支配であり、社会的には、貧者の支配であった。彼のみるところ、民主主義は、政治による体制すなわち混合政体の必然的要素であった。しかし、他の要素がともなわなければ、全員の直接支配という不可能事——それは、事実上、大多数から信託された人々の無制約な権力を意味した——をここ

ろみて、政治共同体の破壊をもたらすものであった。⁽¹³⁾

クリック本人も、ここで言及している「政治理論の以前の伝統」（本稿で「古典的政治学の伝統」と呼ぶもの）に忠実であろうとする。多数者の支配という民主主義原理だけをそのまま統治に適用すると、「全員の直接支配という不可能事」、⁽¹⁴⁾「事实上、大多数から信託された人々の無制約な権力」になってしまふ。これら二つのうちの後者の意味合いからすれば、全体主義はまさに民主主義の時代の産物である。言いかえれば、全体主義を生み出した民主主義の時代とは、「大多数から信託された人々の無制約な権力」について警告していた古典的政治学の伝統が見失われた時代に他ならない。クリックの『政治理論と実際の間』における表現で言えば、「政治理論（アリストテレスの意味における）の全伝統および共和主義理論（マキアヴェツリとモンテスキューの意味における）の全伝統が失われ、それとともに、有益に民主的統治と呼ばれるものにはるかに先立つ自由にとつての諸条件についての経験の豊かさも失われた」⁽¹⁵⁾のである。

なぜ、民主主義の時代になって、古典的政治学の伝統が見失われたのか。その理由は、民主主義の時代が国民を総動員する全体戦争の時代に他ならなかったことに関連している。⁽¹⁶⁾これについてクリックは、二〇〇二年公刊の『デモクラシー』の中で、第一次世界大戦当時のイギリスの状況に言及して次のように説明している。

「デモクラシー」は、イギリスという国全体を糾合する呼びかけの言葉ではなかった。イギリスの政治制度は、学者の本の中でさえデモクラシーと叙述することのできるような代物ではなかったのだ。それが初めて「デモクラシー」と呼ばれるようになったのは新聞雑誌によってであり、ついで一九一六年の中頃に議会の中でもしばしばそう呼ばれるようになった。それは、第一次大戦のフランス北部ソムの戦いで慄然とするほど数多くの戦死者が出たことから、「われわれは一体何のためにたたかっているのか」⁽¹⁷⁾について、「王と国」のためというより以上の、何らかの正当な理由が求められたからだだった。

デモクラシーは、総力戦の遂行にともなうリスクとコストを国民全般に負担させるための正当化論、国民総動員のイデオロギーとなったのである。

しかし、総動員のためのイデオロギーとして多数者支配を強調するようなデモクラシーが、それだけで自動的に、よ

き統治を保障して「政治的支配」をもたらすわけではない。「政治的統治」は混合統治であって、アリストテレスが指摘するように、多数者の要素と少数者の要素を混合させた統治である。『政治の弁証』での議論に戻れば、「政治的支配」とデモクラシーとの関係は、次のように見るべきなのである。

もし民主主義が全体性の特性としてではなく、自由な統治の一つの要素として、最良に理解されるならば、特定の環境について民主的制度あるいは民主的精神の必要な量の過不足論議がつねに可能となるだろう。またしてもアリストテレスは、近代人のおおむね複雑なだけか純粹にイデオロギー的な著述以上に明快に、政治と民主主義との関係を規定した。最良の統治形態は、彼にとつては政治による支配——「ポリテイ」すなわち混合政体であった。そのような統治は、貴族主義的精神と民主的精神とをむすびつけた。いい統治は、経験・技術・知識の問題であり——たんなる意見の問題ではなく、被治者の同意にしたがうものである。もし、民主的要素が存在しないならば、国家は寡頭政か専制政にかなるだろう。もし、民主主義だけがはびこれば、結果は無政府状態——大衆煽動者が専制君主となる好機である。したがって民主主義は、固有の統治原理としてではなく、政治的原理、すなわち政治を構成する要素として、評価されるべきものである。思想原理、ある点で平等な人はすべてについて平等であるという信念としての民主主義は、そもそも秩序維持に必要な技術と判断をそこなうことになるだろう。協議しつつ政治的秩序を維持する特殊な困難はさておいても。¹⁸⁾

民主主義は、政府（統治）を抑制する要素として、よき統治に不可欠である。しかし、それは政府そのものの構成原理ではない。「民主主義にできるのは、助言と同意だけ、それも間接的で間歇的のだけである」¹⁹⁾。政府に公正な統治をさせるためには被治者の同意が必要不可欠だが、「政治」を機能させ統治の実効性を保障するのは、多様な利益の創造的妥協——多様な利益の調停によって自由な国家、「政治的支配」を更新し存続させるという意味で創造的な、妥協——に関して指導性を発揮する「経験・技術・知識」である。それらを十分に持たない「多数は統治できない。少数者のみが統治できる」のである。²⁰⁾

クリックの見解は、近著『デモクラシー』でも揺らいでいない。彼は、再びアリストテレスに言及しつつ、「政治的支

配」の特徴を次のように描いている。

こうしてアリストテレスが教えたのは、知識という貴族政の徳とデモクラシーの権力および意見との混合こそが最善の国家を実現可能にする、ということだった。もしそのような国家に名前が要るとしたら——というのも、その仕組みが客観的に見て貴族政であるともデモクラシーであるとも言いがたいような国家こそが健全でありかつ正義にならなくては、また善い国家でもある、というのだから——その名はポリテイアだった。それはポリスすなわち政治的統治体のことであり、専制的なやり方ではなく政治的なやり方で決定を行う国家に他ならなかった。⁽²¹⁾

政府（統治）はそれ自体としては民主的たりえず、民主的に統制できるだけであるという、『シテイズンシップ教育論』の中でクリックの指摘は、こうした見方を前提にしているのである。

二 統治（政府）の二つの側面

以上見たように、クリックは、よき統治である「政治的支配」の要件として、少数者による統治と、多数者の同意（デモクラシーの要素）の二つを考えている。⁽²²⁾この見方は、統治（政府）をつねに二つの側面から捉える見方に連動している。つまり、政府による権力行使という側面と、政府による多様な利益の調停とそれによる多数者からの支持の調達という側面である。⁽²³⁾

「政治的支配」は、多様な利害や価値観の間で妥協を図る統治だからといって、強制権力なしで成立するわけではない。内憂外患の非常事態では強制権力を行使して、「政治」の営みの場である政治社会それ自体の存続を最優先させねばならない。『政治の弁証』でクリックは、「非常事態は主権の時」であり、「その共同体が生存を意志する以上あらゆる権力がその源泉を一つに合し、そこへ還る時」である、と指摘している。「政治」が存在できるのは、「主権がすでに存在しているか主権がすみやかに出動できるところにかざられる」のである。⁽²⁴⁾同様に、『政治理論と実践の間』においても、クリックは次のように指摘している。

強制的権力は、疑いなく、政府の一部である。すなわち、外的的な脅威から、あるいは何らかの状況において、住民が単に働くことを拒否したりストライキに訴えることによって効果的に反抗しようという恐怖から、自らとその全住民をまもるための政府の能力である。共和制における権力は、正確に言うならば、非常時のときに限定されている。すべてのその他の時においては、われわれが漠然と言っているように、権威である。すなわち、赤裸々にしてあからさまに表明される権力は、権威の崩壊である。⁽²⁵⁾

「政治的支配」(ここでは「共和制」と呼ばれているもの)においても、非常事態では強制権力の行使が必要となる。ただし、この一節で付言されているように、平時における露骨な権力行使となると話は別である。そのような権力行使は、被治者の自発的服従が調達できていないという意味で「権威の崩壊」を示している。さらに言えば、平時に被治者の自発的服従を調達できる政府だけが、非常時に強大な権力を実効的に行使できるのである。⁽²⁶⁾

それでは、統治者の側のそうした「権威」はどのようにして成立するのか。一般的に言えば、被治者のニーズに対する統治者の応答性からである。クリックは次のように論じている。

「権威は元老院に、権能は人民に」は、正当にして実効的な政府についての彼(キケロ)の定式であるが、われわれはこれを次のように解釈しえよう。権威はただエリートによって行使されるが、しかしこれらエリートは、もしも彼らが民衆の諸要求に答えかつ一般民衆を彼らに引きつけておくのでなければ、権力にとどまることも強さを示すこともないであろう、と。⁽²⁷⁾

統治者は一般民衆の要求に応答すべきだ、というのは必ずしも守られない道徳的な建て前、といったものにはとどまらない。クリックによれば、それは、統治者に向けられた政治的リアリズムの指示なのである。⁽²⁸⁾

しかし、さらに問うならば、統治者が応答すべき一般民衆の要求とは何だろうか。統治者はどのようにして民衆を「引きつけ」、彼らを納得させたらよいのか。民衆の情緒的反応や自先の直接的利益に迎合するだけでは、ポピュリズム的統治でしかないだろう。かといって、後に取り上げるように、クリックは、共通善や一般意思といった抽象概念を国民を納得させる切り札として振りかざすことには賛同しない。他方、伝統的権威や神秘性を帯びた権威によって国民の無反

省的な信従を引き出すという手法は、クリックの考えではもはや時代遅れである。

われわれはいかなる種類の権威を有しているのか。伝統の有する権威は、明らかにすり切れている……。何が残っているか。おそらく、権威の新しい型が、コミュニケーションと機能的な諸技能、すなわち、説明するという知的な必要性が、世論を動員するという政府の政治的必要性と、政府にたいして統治者として行為しようとする住民の政治的必要性に接近しようということ、に基づいて現れてくるであろう。⁽²⁹⁾

現代の諸条件の下で政府が権威を確保できるのは、合理的な説明と公的討論の機会の提供を通じてのみである。⁽³⁰⁾つまり、被治者とのコミュニケーションを通じてのみである。⁽³¹⁾ただし、クリックは、何についての合理的説明であり公的討論なのか、必ずしも明示的には述べていない。これは、クリックにとってあまりにも自明な事柄であったためだ、と考えてよいであろう。要するに、政府が合理的に説明すべきなのは、「政治」の営みそれ自体である。言いかえれば、政府のそれぞれの時点での政策や決定が、多様な利益の創造的な調停・妥協であることを合理的に説明し国民の納得を得る、ということである。

統治者と被治者とのコミュニケーションだけが政府の権威を高めるのだとすれば、情報公開や言論の自由は、たんに被治者の観点からだけ必要とされるばかりでなく、統治の実効性の観点からも必須となる。政府にとっての権威の確保の必要性自体が、政府の行動を国民の側で監視・監督する契機を与えることになる。さらに言えば、この契機が存在するのが、市民の直接参加が難しくなっている現代社会においては、よき統治を担保するための重要な条件となる。

……政府が開かれていて透明性が高いこと、そしてたんに情報の自由があるだけではなく実際に情報を手に入れ流布できること、この二つのことは具体的な参加と同じくらい重要なものとなりうる、ということである。……近代のデモクラシー国家の規模を考えると、少なくとも古代のデモクラシー国家や都市共和政が理想としたような直接参加を実施するには厳しい限界がある。だから、大きな地域を統治する今日の政府は、かつての政府が人びとの直接参加によって制限されていたのとまったく同じように、政府が行っていることを人びとが知っているということを知ることをよって、言い換えれば世論によって、制限されるのである(これは歴史上まったく新しいことである)。⁽³²⁾

デモクラシー体制の下での政府が、平時において権威を持ち、非常時において強制権力を効果的に行使できるためには、政府の側が、自らの政策や行動に関する情報を国民に開放し、また、自らに向けられた国民全般の反応やニーズを正確に把握し評価できることが不可欠である。³³ この点をクリックは、国民の権利として規範的に強調する以上に、政府による権力行使と、政府による多様な利益の調停とそれによる多数者からの支持の調達という、統治（政府）の二つの側面を見すえる視角から、統治の実効性、政府のガバナビリティの要件として力説するのである。³⁴ 「統治理性」とでも呼ぶべきものに即した統治論的観点からの議論、と言えよう。

三 政治教育からシティズンシップ教育へ

現代社会における市民の政治参加の難しさを前提に、政府と市民とのコミュニケーションの確保を、政府の権威の確立とよき統治の要件として重視するクリックの姿勢は、市民参加や地域分権の意義の限定的評価に連動している。たとえば、初期の『政治の弁証』では、主権国家を前提に「政治」が考えられており、中央政府が多様な利益を調停する「政治」の場として自明視されている。また、すでに見たように、「民主主義にできるのは、助言と同意だけ、それも間接的で間歇的にだけ」だという同書の言明からは、³⁵ 国民の政治参加として代表者の選挙だけを念頭に置いていることがうかがえる。『政治理論と実践の間』では、政治権力を持たない個人は、集団的行動をつうじて以外、国家に対して影響力を持ちえないとされ、そのことに無力感を感じるのは、国家に対する過剰な期待があるためだ、とクリックは論じている。³⁶ クリックはさらに、「参加の極大化は、現実の変化という展望にとつては、コミュニケーションと公開性の極大化に比較すれば、民主主義の名において追求されるにせの獲物である」と断言して参加民主主義の効果に懐疑を示し、³⁷ それとは対照的に、政府と市民との間のコミュニケーションや情報公開の意義を強調している。政治参加としばしばセットにして主張される分権化についても、クリックの議論は冷ややかであった。³⁸

市民の直接的な政治参加や分権化に対するクリックの慎重な態度は、後に緩和されることになるが、完全に撤回され

ることもなかった。『シテイズンシップ教育論』での政治参加に関するクリックの評価は、『政治理論の実践の間』から再録された論考(第二章)の次の一節に典型的に示されていると言えよう。

参加がよいものかどうかというのは重要な半真理ではあるけれども、それだけを前面に出しても不十分である。政府は何を決定しているのか、どう決定しているのか、何が起こっているのかを、人々は多少なりとも知るべきだという、もう片方の補完的な半面もきわめて重要である。十分な情報に裏付けられたコミュニケーションが広く行なわれることは、民主政治にとって、直接参加と同じく重要である。実際に直接参加している人は少なく、たいていは直接参加を提唱している人だけである。どの政府機関もとかく参加を促すが、それは、実際には大規模な参加にならないと分かっているからである。もっと開かれた隠し立てのない統治方法を検討しようと思んでいるわけではない。

イギリスのような社会で政府を根本から制約し統制するのは、参加者としての代表者ではなく(彼ら議員は、主に、政府要員の供給源である)、自らの行状はほぼすべて世間に知れわたっているという、政府側の自覚である。³⁹⁾

生活のために働かなければならない大多数の市民にとって、投票以外の参加はほとんど不可能であり、いつその参加を奨励してもフラストレーションがたまるだけである。参加の意義は、現実の困難さを踏まえれば、半真理以上のものではない。そうであればこそ、クリックの考えでは、もう一つの半真理として、政府と市民の間のコミュニケーションの重要性が力説されねばならない。

政府を制約し統制することでよき統治を確保する要素として、少なくとも参加と同程度に、政府と市民間のコミュニケーションを重視する姿勢は、クリックの政治教育論にも反映している。クリックは一九六〇年代末に青少年の政治教育に関心を持つようになり、⁴⁰⁾実践的関与とともに理論的な発言もするようになっていたが、やがて、政治教育の獲得目標として政治リテラシーの概念を打ち出すことになった。⁴¹⁾この概念を定義する文脈で、クリックは次のように論じている。

政治リテラシーとは、知識・技能・態度の複合体である。この三つは一緒に発達していくもので、それぞれが残り二つの条件となる。大多数の若者のニーズを満たす基本的な政治的リテラシーとは、日常生活や日常言語から取り

出された諸概念を現実在即して理解できることである。政治リテラシーが身についたと言えるのは、主立った政治論争が何をめぐってなされ、それについて主立った論者たちがどう考え、論争がわれわれにどう影響するかを習得したときである。また、政治リテラシーが身につくと、特定の争点をめぐって自分で何かをしようとするとき、効果的、かつ他人の誠意や心情を尊重しながら事に当たるようにもなる。⁴²

最後のセンテンスは、政治リテラシーの技能と態度の側面を記述しているが、その前のセンテンスでは、知識面での端的な例として、主要な政治論争についての知識が言及されている。これは、争点や政策を提示する政府と、政府の影響を受ける市民との相互コミュニケーションに不可欠の前提となる知識に他ならない。そうした知識を市民が持つことは、政府をよき統治に向けて制約し統制することにつながることも、理解にもとづいた市民の政府支持をもたらすという意味で、政府の権威の強化にも役立つ。「権威が知識や議論にもとづく相互理解と同意とに依存し、民主的状况で行使されるのであれば、シティズンシップ教育は実のところ、そのような権威を強化しうる」のである。⁴³

とはいえ、他方において、市民の政治参加をクリックが以前以上に重視するようになった点も、もちろん見過ごすべきではない。この変化の背景には、一九九〇年代に至って、それまでしばらく停滞していたシティズンシップ教育導入をめざす運動が大きく前進し始めた、という事情があったと考えられる。一九九七年に労働党のブレア政権が成立した後、クリックは、シエフィールド大学でのかつての教え子でブレア政権の教育・雇用大臣に就任していたデイビッド・ブランケットの依頼を受けて、シティズンシップ教育に関する諮問委員会の委員長に就任した。この委員会による審議の結果は、一九九八年に報告書として公表された。⁴⁴これが有名な『一九九八年報告』であり、委員長クリックの名にちなんで『クリック・レポート』と呼ばれることも多い。⁴⁵こうした実践への関与をつうじて、クリックは、イギリスに必要なシティズンシップ教育では、能動的な市民のあり方 (active citizenship) を教育目標とすることが必須だという確信を強めたのである。

この点は、諮問委員会の公式見解（『一九九八年報告』）でも明確に提示されているが、クリックは『シティズンシップ教育論』の中で、個人的見解もまじえてより詳細に論じている。クリックが力説するのは、「能動的市民」という概念

が、「健全な臣民 (good subject)」や「健全な市民 (good citizen)」という言葉には収まらない重要な意義を持っている点である。イギリスでこの観念を重視するシティズンシップ教育の導入を遅らせた要因の一つは、政権担当者や政府担当者が身につけていたエリート学校のエートスである。このエートスには批判的思考や民主的慣行は含まれていない。それは規範への本能的服従、「法の支配」の尊重でしかなかった。たしかにそれは、「健全な市民」の理念には即している。しかし、必要なのは「健全な市民」だけではなく(もちろんそれも必要だが)、「能動的な市民」でもある。⁽⁴⁶⁾『一九九八年報告』の次の一節は、この点をシティズンシップ教育の目標として明確に示しているとして、クリックは『シティズンシップ教育論』の中で引用している。

われわれの目的は、まさに、国全体および各地域において、この国の政治文化を変革することである。人々が、自らを能動的な市民とみなすことである。公的生活において影響力を持つことに意欲的で、影響力を持つことができ、そのために、主張し行動するのに先だって証拠を秤量する批判的能力をそなえている市民として、自らをみなすことである。ボランティアと公行政の既存の伝統の中で最善のものを増強し青年層へと徹底的に普及させることである。⁽⁴⁷⁾

り、伝統の中に新たな形態を見出せるのだという自信を、一人一人が持てるようにすることである。⁽⁴⁷⁾ 能動的市民は、伝統的な遵法精神を持つばかりでなく、法に対する批判的な見方もでき、かつ公的生活に積極的に参加する市民である。現実には参加の機会が少なく困難であるとしても、そのことは、参加に必要な知識・技能・態度の育成を怠ってよいことを意味しない。「健全で能動的な市民へと青年を育てなければ民主主義にとって災いとなる」のである。⁽⁴⁸⁾

参加をより重視する方向へとクリックを導いた要因としては、以上のような実践的な関与に加えて、理論的要因もあった。この理論的要因についてクリックは、『シティズンシップ教育論』で、「政治教育」という表現を「シティズンシップ教育」という表現に変えた事情に言及しながら、次のように述べている。

一つだけ注意しておきたいのは、一九七〇年代の「政治教育と政治リテラシー」の意味は、あまりに狭すぎたということがある。「シティズンシップ教育」の方が、「政治教育」よりも、古来の伝統をうまく伝えてくれる。それは、

民主主義時代よりもはるか以前のからの伝統であって、公的な舞台において、職責上の場合であれ自発的な場合であれ、共通善のために権利を行使し、義務を果たす能動的で参加的な国民の伝統である。⁴⁹⁾

ここで述べられている「民主主義自体よりもはるか以前のからの伝統」とは、市民的共和主義の伝統に他ならない。この伝統は、初期の『政治の弁証』では、多様な利益の創造的妥協としての「政治」の伝統として注目されてはいた。しかし、そうした見方自体を維持しながらも、クリックは今や、「能動的で参加的な国民の伝統」としてあらためて注目するようになったのである。この伝統を欠く社会や、能動的シティズンシップの気質を生み出せない社会は、危機に直面しても市民からの支援を得られず、また、平時においても一部の若者が疎外感や不満を抱いて反社会的行動に走り、無法状態が生じるといふ危険に直面する⁵⁰⁾。さらに言えば、「参加は、デモクラシーにもとづく統治のための一つの仕組というだけではなく道徳教育の土台でもある」⁵¹⁾。なぜなら、社会的でない自我は貧弱で不完全だからである⁵²⁾。

市民的共和主義の伝統に対する以上のような見直しは、「政治」の営みが行なわれる社会的単位について、クリックが重層的な捉え方をするようになった結果であると考えられる。この捉え方をクリックは「多元主義」と呼び、市民的共和主義とともに、『一九九八年報告』の哲学的背景として言及している。クリックによれば、「多元主義」は、「国家が法的な意味で主権を持つことを必ずしも否定」はしないが、しかし、「どの国家の権力であれ、多くの強力で多様な集团的利害に制約され影響されざるをえない」という点を重視する⁵³⁾。制約や影響ということでもクリックがとくに注目するのは、国家レベルでの「政治」の営み（自由な統治）を支え充実させるような制約や影響である。クリックは、この多元主義の見地から、市民的共和主義の伝統を次のように捉え直す。

……政治教育からシティズンシップ教育へと表現が変わった背景には、古典的な政治哲学がある。自由の基礎は国家と個人を媒介する「団体」ないし自治的集団にある、というのがトクヴィルの有名な議論ではなかっただろうか。エドモンド・バークは、「小集団」を国家の柱として称賛した。近年では、個人と国家を媒介する「市民社会」という、スコットランド啓蒙で使われた一八世紀の古い用語が復活している。市民社会は西欧では活気に満ちているが、旧共和主義諸国ではまったくなく、萎縮しているか、破壊されている。アリストレスの議論もある。それによれ

ば、僭主が安泰を望むのであれば中間団体をことごとく破壊しなければならない。中間団体はどれほど非政治的であつても、参加することで個人間の相互信頼を創り出すからである。相互信頼がなければ、僭主（あるいは悪政全般と言つてもよいか？）に対する抵抗は失敗に終わる。⁽⁵⁴⁾

こうして、能動的市民の活躍の場として、国政ばかりでなく、地域社会や多様な集団の活動が注目されるようになった。しかもクリックは、そうした参加のあり方を、『デモクラシー』では「参加デモクラシー」とすら表現している。⁽⁵⁵⁾

初期の『政治の弁証』では、先に見たように、クリックは、「政治が存在できるのは、主権がすでに存在しているか主権がすみやかに出動できるところにかぎられる」⁽⁵⁶⁾という限定を加えていた。つまり、厳密な意味で「政治」が可能な場と想定されていたのは主権国家であり、地域社会や国際社会ではなかった。シティズンシップ教育を推進する実践活動を通じて、主権国家中心の見方を相対化する「多元主義」にクリックが転じた背景には、イギリス国内での分権化、EJの成立、多民族・多文化状況の進行などの事情も考えられよう。しかし、ここで注目したいのは、公的空間の重層化とそれらの相互的影響の増大という状況認識を前提にして能動的な市民を育成するために、クリックが政治リテラシーやシティズンシップ教育の捉え方を発展させていった点である。

発展の方向は、「一九七〇年代の「政治教育と政治リテラシー」の意味は、あまりに狭すぎた」⁽⁵⁷⁾というクリック本人の回想にもかかわらず、元々は一九七〇年代に書かれ、『シティズンシップ教育論』の第四章として収められている政治リテラシーに関する論考にうかがうことができる。クリックはここで、政治的なものが現われている実例として、政治家や政治学者の言動など国家レベルでの政治とともに、地域や結社などの諸集団における「日常生活の政治」もあげている。⁽⁵⁸⁾専門的な政治学者ではない一般市民が接するのは後者の種類の政治であり、クリックは、一般市民の政治リテラシーはこの種の政治に接する中で、専門用語ではなく日常的な言語を通じて獲得される、と指摘している。⁽⁵⁹⁾このように従来以上に政治の場を広く捉える見方を前提に、クリックは、シティズンシップ教育導入に向けて活動を展開した一九九〇年代には、政治を主権国家に限定しない見方からシティズンシップ教育を論ずるようになった。それはまた、現実の政治的争点などの知識を軽視した体験学習偏重を批判しつつも、⁽⁶⁰⁾教室内での討論や教室外での経験をつうじて技能面での

政治リテラシーを高めるシティズンシップ教育の方法を推奨することにもつながった。シティズンシップ教育は、「共同行動を公的な問題に与える影響を学ばせ、かつ訓練しなければならぬ」である。⁽⁶¹⁾ しかも、こうした訓練で得られた技能が、政治的なものが現われる種々異なった場のいずれにも転用可能であることを、クリックは次のように指摘している。

「政治リテラシー」は、ほとんどすべての集団活動で必要なのである（「鍵となる技能」とでも言うべきか？）。政党や圧力団体の活動に必要な技能が、地域のボランティア団体に参加することによって、また、学校で現実問題について自由に議論したり実際の責任を負うことによっても、しっかりと身につく場合もある。⁽⁶²⁾

政治リテラシーの技能面にまで具体的に踏み込んだこの議論は、一九七〇年代の政治教育論から一九九〇年代以降のシティズンシップ教育論を説く立場へと進んだクリックの到達点を顕著に示していると言えよう。⁽⁶³⁾

四 共通善に対する慎重な見方

クリックは、これまで見てきたように、古典的政治学や市民的共和主義の伝統をきわめて重視しているが、しかし、アリストテレス以来のこうした伝統における重要な概念の一つに対しては、慎重に距離を置いている。その概念とは共通善の概念である。初期の『政治の弁証』では、「政治」と共通善の関係について、クリックは次のように論じている。

この「究極の精神活動」（政治）が機能するには、「共同善」についてのある共通観、ある「合意」つまり合法的同意があらかじめ存在しなければならない。しかし、この共同善こそは国家を構成するさまざまな「精神活動」・諸集合体・諸集団の実際の妥協過程である。ある外来・無形の心霊の乗りうつりや、客観性を僭称する「総意」や「公益」であつたりはしない。……自由な国家の精神的合意は、政治に先行ないし超越する、ある不可思議なものではない。政治という活動（文明化をすすめる活動）そのものなのである。⁽⁶⁴⁾

クリックは共通善という概念それ自体を否定しているわけではない。共通善という概念を、政治社会に先行する前提条

件として誇張する議論や、現実の具体的な「政治」の営みを超越的な高みから指導し規制する抽象的実体とする見方に對して、断固反對するのである。共通善は「政治」に内在するものである。共通善を「政治」から切り離して祭り上げるのは間違っている。「政治」なしで共通善はありえない。「自由国家を保持するものは、総意でも共同利益でもなく、たんに政治だ、ということとは簡明率直な真理である」。⁽⁶⁵⁾「政治」をさしおいて、共通善を持ち上げる議論にはいかがわしいところがある。「政治による体制にあつては、 \langle 公共の利益 $\rangle \cdot \langle$ 共同善 $\rangle \cdot \langle$ 総意 \rangle とは、公共の決定を政治的に下す手段の保持が共同の利益だ、ということをや、誇張してか、党派的にか、記述する方法にすぎない」とクリックは断言している。⁽⁶⁶⁾

この見方は、『シティズンシップ教育論』に至るまで揺らぐことなく維持されている。同書でクリックは、右の引用文で「合意」と訳されている「コンセンサス」を秩序の原因とみなす見地から教育の場でそれを教え込もうとする企てに對し、次のように批判している。

コンセンサスは強要されかねないし、そうなれば間違いなく抑圧的となる。とはいえ、強要は特定の政治的な主義主張には役立つとも、秩序の維持自体には役立たない。コンセンサスは、手続規則の遵守という最も狭い意味でしか、秩序の必要条件ではない。他とは異なる一つの道德体系というこの言葉の広義に即すと、実に多様な道德規範が並存する中で、それにもかかわらず長く存続した政治体制は数多くある。自由な体制の場合もそうでない場合もあった。……多くの点でのコンセンサスがあればあるほど、国家は安定し正当性を持つというのは、端的に誤りである。多くの証拠は逆を示しており、コンセンサスがあればこれと強要されるのに比例して、国家は抑圧的で脆弱になる（国家は動かさずじっとしている限りでは頑丈だが、予想外の圧力を受けると壊れやすいという意味で、脆弱である）。「コンセンサス」は、放っておくとばらけてしまう何かをくつつける精神的接着剤のようにには使えない。その逆であつて、すでに共同生活している人々の持続的共存を円滑にするために生じてくるものである。コンセンサスは政治社会の経験以前には存在せず、政治社会の経験から生じる。⁽⁶⁷⁾

コンセンサスは、政治社会が持続していく中で生まれてくるのであつて、何らかの実質的内容を持ったコンセンサスが

政治社会に先行して存在した結果として政治社会が成立するわけではない。したがって、政治社会の絆が弛緩しているという現状認識から国民の結合を強めようとして、コンセンサスを教育の場で教え込もうとしても、抑圧的になるだけで効果は期待できない。

とはいえ、クリックが右の一節で、「コンセンサスは、手続規則の遵守という最も狭い意味でしか、秩序の必要条件ではない」という留保を加えている点も見逃せない。多様な利益の創造的妥協という「政治」の営みの具体的なあり方を、何らかの超越的な原理で決定することはできない。しかし他方、「政治」の営みを成り立たせる手続規則が持つ価値、つまり、形式的という意味で二次的な価値について当事者間のコンセンサスがなければ、秩序は成り立たない。⁽⁶⁸⁾クリックはこのことは認め、シテイズンシップ教育においても配慮すべき点として次のように論じている。

イデオロギーや単純な愛国心の刷り込み教育とは異なり、自由なシテイズンシップ教育は、ハンサード報告書で手続的価値と呼ばれていたごく少数の前提にもとづかなければならない……。その前提とは、自由、寛容、公正、真実の尊重、理由を示す議論の尊重である。さまざまな実質的価値は議論できても結論はめつたに出ない。それでも、議論を行なう際には従うべきなのである。⁽⁶⁹⁾

ここで列挙されている二次的な手続的諸価値は、公共的決定の実質的内容を規定するものではないとしても、政治的営為の中で必要となる明示的ないし暗黙の手続規則に反映されるのであるから、恣意的で不公正な決定を形式面から抑制するような「ルールの尊重」・「法の支配」と言いかえることはできないのだろうか。なぜこのように問うかと言えば、恣意の抑制という機能を果たす「法の支配」は、古典的政治学の伝統における重要な要素の一つだったからである。

しかし、クリックは、手続的な価値や規則の尊重を「法の支配」と言いかえることには否定的である。ルールは必ずしもつねに恣意を排除するわけではなく、公正などの手続的価値がルールを律している場合に限られる、と考えているのである。すでに見たように、クリックの考えでは、政治家や官僚の養成を担ったエリート学校のエリートスが強調していたのは、「規範に対する習慣的忠誠と本能的服従」であり、批判的思考や民主的慣行ではなく、「せいぜいのところへ法の支配」の尊重であった。そこには、「健全な市民」の理念はあるにしても、「能動的市民の理念はほとんど見出せない」。⁽⁷⁰⁾

能動的市民の理念からすれば、よい法律であれば従うが、悪い法律については批判し改善のために行動するような市民が育成されねばならない。「法の支配」や「憲法精神」は、シテイズンシップ教育が配慮すべき手続的価値の全体をカバーするには狭すぎ、かえって現状維持の保守的イデオロギーに利用されがちだ、とクリックは考えるのである。⁽⁷⁾

おわりに——一般的な公的決定と個別的な公的決定の区別

以上見たように、クリックは、手段的で二次的ではあるにしても政治社会の存立に不可欠な手続的価値が存在することを認める一方で、「法の支配」や「憲法の擁護」といった言葉で特定のルール体系を祭り上げ教え込むことには否定的であった。クリックは、「法の支配」を重視する古典的政治学の姿勢そのものを否定したわけではない。むしろ、古典的政治学のそうした姿勢もカバーできる形で「自由、寛容、公正、真実の尊重、理由を示す議論の尊重」という二次的価値を列挙し、それらを自由な政治社会に必須な価値として、したがってまた、シテイズンシップ教育において尊重されるべき価値として位置づけたと言えるであろう。

とはいえ、「法の支配」ではなく手続的価値に強調点を置くことによって、古典的政治学の重要な論点の一つがクリックの議論で欠落することになったことも否定できない。この点を明らかにするために、クリックと同じようにアリストテレスに立ち返ってみよう。アリストテレスが『政治学』の中で、国制を六つに分類したことはよく知られている。ポリスの主立った役職（立法と裁判の職）を占めるのが、一人か、少数者か、多数者かで三つに分けた上で、立法が共通利益をめざしている正しい国制か、一部の利益をめざす逸脱した国制かでそれぞれを二分し、合計六種類の国制とする議論である。しかし、アリストテレスによれば、さらに他にも、国制の名に値しない最悪の支配形態が前者の支配、少数者の支配、多数者の支配のそれぞれにある。そのうち、多数者支配の最悪の形態（それをアリストテレスは「民衆煽動家支配」と呼ぶ）をめぐる議論の中には次の一節がある。

……法律の支配しないところには、国制は存しない……。というのは法律がすべての普遍的なものを支配し、役人

は個々の特殊なものを支配すべきで、かかるものこそ国制と判断すべきだからである。したがって、民主制が国制の一つであるならば、万事が民会の政令によって治められるような種類の組織は真の意味での民主制でさえない。なぜなら民会の政令はけっして普遍的なものではありえないからである。²²⁾

アリストテレスの考えでは、多数者の利益を偏重した立法となつてゐる点で民主制は逸脱した国制ではあるが、法律はどれほど偏つてゐるにせよ、個別具体の適用対象を指定しないという意味での普遍的な性質を失うまでにはなつていない。そこに免じて、逸脱はあるにせよ、まだ国制と呼ぶことはできる。しかし、政令は個別具体を対象とした行政的命令であるから、これが乱発されるとルールの一般性による恣意性の抑止が効かなくなつてしまふ。こうした支配体制は、もはや国制と呼ぶに値しない。民衆に支持されたデマゴグであれ、あるいは、王であれ貴族であれ、共通の利益・共通善ではなく、部分的利益を追求して、「法の支配」という歯止めすらも振り払い、本来は法の規制の下にある役人の公正な扱いに委ねるべき個別的な公的決定にまで恣意的に踏み込む事態を、アリストテレスは最悪と考えるのである。

アリストテレスの以上の議論は、一般的な公的決定（立法）と、個別的な公的決定（行政）とは峻別すべきだ、という考えを前提にしている。この区別を利害当事者によつて決定が歪められる事例に適用すると、個別的決定の場合の方が一般的決定の場合よりも、恣意性に対する歯止めが皆無となるといふ点で、格段に悪質となるわけである。²³⁾ これら二種類の決定を厳格に区別する視点は、実のところ、アリストテレスに限られない。それはたとえば、近代に例を限つても、ルソー、フェデラリスト、トクヴィル、J・S・ミルなどに共通している。²⁴⁾ しかし、クリックの議論に見出すことはできない。²⁵⁾

クリックが共通善や一般意志ではなく、多様な個別的利益に注目するのは、次のような現実認識からであろう。

「人民主権」は、政府は万人の利益にそうように、そして代表制であるように、との主張以上をほとんど意味できない。しかし、代表議会そのものは、個別的有権者集団・個別的利益・個別的党の代表ばかりに終始する。いいかえれば、それが代表するのは、現実の政治状況であり、全権力が一体不可分の「人民」から発すると仮定される理論的「主権」状況ではない。²⁶⁾

現実の政治状況は諸々の個別的利益しか代表していないという見地からすれば、万人の利益に沿うという要件は、たしかに形式的ではある。しかし、共通利益は形式的に表現できる一方で、各人の個別的利益の一部に内在しながら万人に共通している利益としても語りうる。⁷⁷したがって、問題はどのような意味での共通利益に注目する意義や効用があるかどうか、百害あつて一利なしとまで言えるか、ということになる。また、議会が個別的利益のぶつかり合いの場である点について言えば、それはその通りである。しかし、議会は（とりわけイギリスのような議員内閣制の議会は）、種々の役割を複雑な形で兼ねそなえている。議会は、国民的基準や公正の見地から選挙区民の苦情や救済要求を表明する機関でもあり、場合によっては特権的要求の場ともなりうる。前者の範囲を超えて後者に踏み込めば、不正な要求となるという違いはあるにせよ、いずれも個別的利益にかかわっている。議会はまた、執行部の長である首相の選出機関でもある。これも、特定の人間を選ぶのであるから個別的決定である。他方、議会は、制定に至るまでにどのような利害対立や利害調停があるにせよ、適用対象を個別に特定しない法律の制定者でもある。複雑に並存するこれらの役割をできるだけ明確に判別し、混乱した役割認識から生ずる不利益や不正を防止することは、よい統治にとって重要であろう。多様な利益の調整・妥協といつても、法の制定や政策の一般的方針に関する合意形成と、個別具体の決定となる行政レベルに直接影響する合意形成とは、恣意性を排除するための配慮や工夫という点で、大きく異なつてこざるをえない。たとえば、安全保障政策において国民の多様な見解を調整して得られた一般的合意があつても、そうした合意を前提に公平さに配慮しつつ具体的にはどこに軍事基地を配置するかについて合意に達するまでには、はるかに困難な妥協や調整を経なければならぬはずである。

こうした問題に関してクリックが論じ残している論点があるという筆者の評価からすれば、シテイズンシップ教育によつて育成すべき政治リテラシーに関しても、さらなる検討が必要だ、ということになる。クリックが提示した「政治リテラシーの樹形図」では、争点を知るといふ基本的課題の一分岐として「自分の利害と社会的責任」があげられており、この分岐の構成要素としてさらに、「自分への影響」と「他者への影響」などがあげられている。⁷⁸いずれも間違いなく重要な要素である。しかし、この樹形図には示されず、むしろ前提として扱われ、シテイズンシップ教育をつうじて

間接的に獲得されるべき態度と関連づけられている手続的諸価値、たとえば「公正」という価値を確保するには、さらに、「自分と他者全般に共通する影響」についての知識が不可欠ではないだろうか。この見地からすれば、「政治による体制にあつては、〈公共の利益〉・〈共同善〉・〈総意〉とは、公共の決定を政治的に下す手段の保持が共同の利益だ、ということ、誇張してか、党派的にか、記述する方法にすぎない」というクリックの断言それ自身が、誇張に傾いていると言ふべきであろう。「公共の決定を政治的に下す手段」に関しては、その保持が共通の利益であるばかりでなく、多様な利益の調整や妥協それ自身が、そうした手段の保持を継続的に可能とするような仕方で行なわれるようにする必要がある。一部の人々が不当だと感じている利益調整手段の運用方法が続けば、その人々はやがて手段そのものを尊重しなくなるであろう。こうした事態を避けるよう努めることは、たしかに、あくまでも手続的価値への配慮ではある。しかしデモクラシー（より正確に言えばデモクラシーの要素を含んだ、よき統治としての「政治的支配」）が、クリック自ら揶揄している通俗的見方——「誰もが自分の好きなようにすること」——⁽⁸⁰⁾ではありえず、そう考えている人々の中の多数者が物事を一方的に決めることではないのだとすれば、政治哲学とシティズンシップ教育論におけるクリックの挑戦の成果を受け継ぐ一方で、「共通の利益」や「法の支配」に関する古典的政治学の議論をあらためて振り返りつつ、さらに一歩を踏み出していく必要がある。

本稿はJSPS科研費（課題番号二二三〇〇二三、基盤研究（B）、平成二二年度—二四年度、〈教養〉の比較思想史的研究——市民型リベラル・アーツをめざして）の助成による研究成果の一部である。

注

(1) B・クリック『シティズンシップ教育論——政治哲学と市民』、関口正司監訳、大河原伸夫・岡崎晴輝・施光恒・竹島博之・大賀哲共訳、法政大学出版局、二〇一一年 (Bernard Crick, *Essays on Citizenship*, 2000, Continuum (London))。監訳者と共訳者はいずれも、九州大学が研究拠点として認定した「政治哲学リサーチコア」のメンバーであり、この翻訳は、九州大学政治哲学リサーチコ

ア編『名著から探るグローバル化時代の市民像』(花書院、二〇〇七年)、関口正司編『政治における「型」の研究』(風行社、二〇〇九年)に続く、リサーチコア研究活動の成果である。

(2) クリック本人は、さまざまな政治的主張や政策に関する妥当性や整合性、背後にある基本的問題、政策遂行にともなう機会費用等々の分析を政治理論と呼び、政治的見解がどんな原理や基準に訴えるのが妥当かの分析を政治哲学と呼んでいるが、『シティズンシップ教育論』(六六頁)、ここではもう少し広い意味で、そもそも政治とは何かを問う、クリック自身がしばしば行なっている思索も政治哲学と呼ぶことにする。

(3) 本稿の元になったのは、日本イギリス哲学会九州部会研究会(二〇一〇年二月一日開催)での報告のメモである。参加者の方々の有益な質問やコメントにお礼申し上げる(とりわけ、池亨氏(東北大学大学院生)の参加に感謝したい。二〇〇四年の政治思想学会(東北大学)における池氏の学会報告「政治」の擁護者 バーナード・クリックの政治理論——シティズンシップ教育論との関連において)は、この問題領域に対する筆者の関心を強く喚起するものであった)。このイギリス哲学会九州部会研究会の後に刊行された『シティズンシップ教育論』の監訳者あとがきは、研究会の際の報告メモの一部を下敷きになっている。なお、本稿では、報告メモや監訳者あとがきでは時間や紙数の制約のため十分には取り上げられなかった論点も含める形で、大半をあらためて書き下ろしている。

(4) クリック本人の表現は次の通り。「しかし、民主主義にもそれなりの限界がある。政府そのものは民主的たりえず、民主的な仕掛けによってのみ抑制され強化される」というのは逃げ口上ではなく、深遠な真理である。『シティズンシップ教育論』(四二頁)。なお、この一節を含んだエッセイは、一九六三年に公刊された論文集『政治理論と実践の間』からの再録であり、統治に関するクリックのこうした認識が早い時期からの一貫したものであることを示している。B・クリック『政治理論と実際の間』(2)田口富久治他訳、みすず書房、一九七四年、一八頁。Bernard Crick, *Political Theory and Practice*, 1963 (London: Allen Lane), p.193.

(5) 「市民的共和主義」は、訳書によっては「公民的共和主義」という訳語も使われている。B・クリック『デモクラシー』(添谷育志・金田耕一訳、岩波書店、二〇〇四年 (Bernard Crick, *Democracy: A Very Short Introduction*, 2002 (Oxford: Oxford University Press))、九頁参照。『シティズンシップ教育論』における市民的共和主義に言及した箇所としては、一五一―一六頁、二〇頁、一六九頁、二七三頁を参照。思想的な詳しい議論としては、『デモクラシー』、第三章「共和主義とデモクラシー」を参照。

(6) 『シティズンシップ教育論』、二八〇頁。

(7) クリックに関する先行業績のうち、邦訳書における解説としては、次の二つが大いに参考になった。福田敏一「クリック氏の「政治」概念について」、B・クリック『政治の弁証』前田康博訳、岩波書店、一九六九年所収、v―xi頁 (Bernard Crick, *In Defence*

- of *Politics*, 1962, Penguin (London))。添谷育志・金田耕一「クリックのデモクラシー論」、『デモクラシー』所収、二二―二四頁。最近の研究としては次のものが参考になった。平石耕「現代英国における「能動的シテイズンシップ」の理念——D・G・グリーンとB・クリックを中心として」、『政治思想研究』第九号、二九四―三二五頁、二〇〇九年。
- (8) 『政治の弁証』、二二―三三頁、一四三頁。『シテイズンシップ教育論』、五八頁。なお、クリックの最初の著書 *The American Science of Politics* (1957) (『現代政治学の系譜——アメリカの政治科学』内山秀夫・梅垣理郎・小野修三訳、時潮社、一九七三年) にも、こうした「政治」観が萌芽的な形で示されている(三九八―三九九頁)。
- (9) 『シテイズンシップ教育論』、二〇頁。
- (10) 『政治の弁証』、一〇―一一頁。
- (11) クリックによる「政治的支配」という語の使用例として、『シテイズンシップ教育論』、二七五頁、訳注(2)、二七七頁、二八二―二八三頁を参照。ただし、次の論文では、「政治的支配」の前提である多様性について、文化的多様性や道徳的多様性を含めるクリックと、それらの点でのコンセンサスを自明視しているアリストテレスとは、政治教育の捉え方も異なると指摘している。Adrian Oldfield, 'Political Education', in Iain Hampsher-Monk (ed.), *Defending Politics: Bernard Crick and Pluralism*, British Academic Press (London), 1993, pp.129-143.
- (12) 『政治の弁証』、六八頁。ただし、「自由な統治」における政治的自由(権力への参加)は、クリックによれば、条件なしで平等に付与されるわけではない。それは、「全共同体の福祉と生存とにめいめいが重要な程度におうじて」付与される(一〇頁)。「政治的自由」は、統治に必要だからつくられる。……「集団の自由が確立されるのは、その機能が存在かを否認できず、あるがままに一国を統治するうえでこれを顧慮せざるをえないぎりぎりの時点において」である(二二―二三頁)。
- (13) 『政治の弁証』、五九頁。
- (14) 『政治の弁証』、二六頁。
- (15) B・クリック『政治理論と実際の間(1)』田口富久治他訳、みすず書房、一九七四年、二二頁。
- (16) 共和主義の伝統の衰退要因については、クリックは次のように説明している。「私は実際に(シテイズンシップとしての自由)という見解に回帰したのだ。この見解は一七世紀の終わりから一八世紀いっばいを通じて流行していたのだが、一九世紀中葉までにほとんど生き延びることができなかった。それは、ナショナリズムにおけるように、国家の崇拜によつて呑みこまれたか、国家からの疎外および、多くのリベラルの間におけるすべての権力は本来悪であるという信条によつて滅尽させられた。この見解(シテイズンシップとしての自由)は国家に対する個人の権利をそれほど中心にはせず、共和的として特徴づけられた国家の種類を成功裡に運営する

- のに必要なこれらの諸条件を中心に置いた。』『政治理論と実践の間(一)』、九六頁。(一)内は引用者による補足。以下、同様。
- (17) 『デモクラシー』、一二八頁。
- (18) 『政治の弁証』、六八一―六九頁。
- (19) 『政治の弁証』、六六頁。
- (20) B・クリック『政治理論と実際の間(二)』田口富久治他訳、みすず書房、一九七四年(Bernard Crick, *Political Theory and Practice*, 1963 (London: Allen Lane))、三三三頁。
- (21) 『デモクラシー』、四〇頁。
- (22) クリックは後の著作で、これら二つの要素を、次の一節に示されるように近代デモクラシーの要件としても提示しているが、これはあくまでもデモクラシー体制においてよい統治を達成するための要件、とみるべきであろう。「近代デモクラシーの国々といえども、緊急事態に対処する権力について何らかの規定を作っておく必要性をまぬかれることはできない。権力と同意の双方が、統治というコインの両面としていつでも存在しているのである。」(『デモクラシー』、六一頁)
- (23) クリックのこうした見方に注目している先行研究として、次のものを参照。Susan Saunders Vosper, 'Bernard Crick's Conception of the Political: Reflections on the Relationship of a Theory and a Practice', in Iain Hampsher-Monk (ed.), *Defending Politics: Bernard Crick and Pluralism*, pp.144-162.
- (24) 『政治の弁証』、一七一―一八頁。
- (25) 『政治理論と実際の間(二)』、四一頁。
- (26) その例としてクリックは、『デモクラシー』の中で、第二次大戦中のイギリスに言及している。「思うに、イギリスの戦時経済における動員がドイツなどの国々のそれよりも優れていたのは、人びとが相互に信頼して決定権限を委任することができたからであり、また、そうした信頼を基礎として中央政府が立てた計画を実現しようとする人びとが一丸となって働いたからであって、中央政府による絶えまない監視の下で働いたのではないからである」(二七七―二七八頁)。
- (27) 『政治理論と実際の間(二)』、三五頁。
- (28) この点について、『デモクラシー』、四七頁も参照、ここでクリックは次のように指摘している。「彼(キケロ)は、この原則が同時に政治的打算から発するぞつとするほどに現実主義的な格率を巧妙に、如才なく、合法的に表現する方法だということを承知してはに違いない。元老院とそれを構成する唯一の階級である貴族層の権威が認められるのは、究極的に権力はローマ市の一般民衆とともにあるという事実を彼らが決して疎かにしないという、そのかぎりにおいてだった。一般民衆は集団として統治を担当することは

できなかつたが、政府を倒すことはできたのである。」

- (29) 『政治理論と実際の間(2)』、四二頁。最後のセンチメンスの邦訳がわかりにくいので原文を訳し直すと、次のようになる。「おそらく、コミュニケーションと専門的技能にもとづいた権威の新しい型が登場するであろう。つまり、世論の動員という政府側の政治的必要と、政府の統制者として行動する国民側の政治的必要のいずれにも、説明することが知的必要となりえるだろう、ということである。」(Berhard Crick, *Political Theory and Practice*, p.144.)

(30) ちなみに、クリックの考えでは、現代の新しい条件下では合理的説明のみが権威の源泉となるという事実は、統治者に限られるわけではなく、たとえば、大学の教師にもあてはまる(『政治理論と実際の間(2)』、四五頁)。「大学の教師たちが、われわれの権威が減少させられていると非常にしばしば不平をいいながら、しかも何故講義要目が現にあるがままであるのか、あるいはいかなる方法で採点するかを説明することを断乎として拒否する場合、大学の教師たちは、閣僚を批判するには見劣りのする人々である。思うに、教師はしばしば次の理由で説明を拒否するのだ。つまり、教師が説明を試みたならば、その時には、講義要目はそれが現にあるがままには止まりえないであろうし、また、試験の種類も現行どおりではありえず、採点も現在と全く同じ方法ではなしえないであろうという理由で。」さらにクリックは、権威全般に不信感を示すタイプの教師に対しては、次のように説いている(『シテイズンシップ教育論』、六五頁)。「教師が権威全般の危険性について論じ続けるのは結構だが、自分の権威をもっと自覚し、何らかの権威なしで社会は動かないと理解しておくべきである。権威自体が問題なのではなく、その使い方の方の適不適が問題なのである。職務担当者、職務権限があるから、尊敬され注目され多少は服従してもらえる。権威の乱用が生じうるのは、個人や機関が自らの職務権限を超える、まさにその時点である。」いずれも傾聴すべき指摘であろう。

(31) 「政府は、より多くを説明することを必要としており、また、彼らの権威としての権力を……たえまない合理的説明の上に、また指導、あらかじめの計画、選択肢の公的討議の模範的で教育上有効な開放性の上に基礎づけることを必要としている。」(『政治理論と実際の間(2)』、四四頁)

(32) 『デモクラシー』、一七二—一七三頁。

(33) 『デモクラシー』、一七〇頁。

(34) 政府による権力行使と、政府による多様な利益の調停とそれによる多数者からの支持の調達という、統治(政府)の二つの側面を見えるクリックの視角は、彼のマキアヴェリ解釈にも活かされている。マキアヴェリの主要著作でありほぼ同時期に執筆された『君主論』と『リウイウス論』は、前者が不安定で予測可能性が極度に低下した状況での支配者のあり方を説き、後者が持続性のある共和制統治を考察している点で、両者の整合性をどう理解するかという解釈上の難問を提起している。クリックは、『政治の弁証』の中

で、統治の二つの側面に注目する視角から、次のような説得力のある解釈の方向を示している。「(マキアヴェリ)の基本的境界線は、危機にさいしては適切な、個人的ないし君主制の支配——国家を救済ないし創造する最上策——と、大量な中産階級をもつ国家に適切な、共和的ないし政治的支配——国家を未永く維持する最上策——との間にひかれていた」(七頁)。同様の指摘は『デモクラシー』、六三頁でも繰り返されている。この非凡なマキアヴェリ理解は、君主主義者か共和主義者かという、従来よく見られたマキアヴェリ解釈の二者択一的論点が、往々にして、統治に関する狭く偏った見方にもとづいていたことを示唆するであろう。

(35) 『政治の弁証』、六六頁。

(36) 『政治理論と実際の間(2)』、三五—三六頁。

(37) 『政治理論と実際の間(2)』、六一頁。

(38) 「若干の改革者たちが、今かなり徹底的な分権化を合言葉にしているが、しかし、このことが道徳的に公正な報酬について、また、社会的に効果的なコミュニケーションにとつてはらんでいる大きな危険についてほとんど議論をしていないのは、(直接参加としての民主主義の理念にとらわれていることからすれば)不思議なことではない。『政治理論と実際の間(2)』、三〇頁。ただし、次の一節に示されるように、分権化を全面否定していたわけではない。「英国政府を分権化する強い理由があるかもしれない——私はあると考えている。しかし、このことが選挙を基礎とする地域政府を意味していると考えられることは大混乱である。……局地的に影響力と権力を集中することは無益であろう」(『政治理論と実際の間(2)』、五二頁)。ここでのクリックのスタンスは、行政組織レベルでの分権化はある程度は望ましいとしても、地方議会が強力な統制力を行使することには慎重であった、ということであろう。

(39) 『シティズンシップ教育論』、五〇—五一頁。

(40) 『シティズンシップ教育論』、二頁。

(41) 政治リテラシーの概念に関してこの時期に書かれた論考は、『シティズンシップ教育論』の第四章として再録されている。なお、当時のクリックの政治教育論を紹介・検討した先駆的論文として、次のものを参照。山田格「政治教育に関する政治学的研究——B・クリックの政治教育論を中心に——」、『法と政治』(関西大学法政学会、第三二巻第三・四号、二九—八六頁、一九八〇年)。

(42) 『シティズンシップ教育論』、八九頁。

(43) 『シティズンシップ教育論』、一七頁。

(44) この経緯に関するクリック本人の叙述としては、『シティズンシップ教育論』の序言、第一章、第六章、第七章、第八章、第九章を参照。

(45) この報告書はインターネットで入手可能である。<http://www.teachingcitizenship.org.uk/dnloads/crickreport1998.pdf> を参照。

- の報告書を紹介している邦語文献として、次の二つを参照。日本ポランティア学習協会編『英国の「市民教育」、二〇〇〇年（巻末に全国共通カリキュラムの翻訳が掲載されている）。蓮見二郎「クリック・レポート」、岡崎晴輝・木村俊道編『はじめて学ぶ政治学』（ミネルヴァ書房、二〇〇八年）所収、二四〇―二五〇頁。ごく最近になって、この報告書の邦訳を取めた著書が刊行されている。
- 長沼豊・大久保雅弘編著『社会を変える教育 Citizenship Education——英国のシティズンシップ教育とクリック・レポートから』、キーステージ21、二〇一二年。
- (46) 『シティズンシップ教育論』、一〇―一頁。クリックの「能動的市民」の概念に注目した近年の研究として、平石耕「現代英国における「能動的シティズンシップ」の理念——D・G・グリーンとB・クリックを中心として」を参照。
- (47) 『シティズンシップ教育論』、一二頁、一五九頁。
- (48) 『シティズンシップ教育論』、二五頁。
- (49) 『シティズンシップ教育論』、三―四頁。同様の言明は同書一六二頁でも繰り返されている。
- (50) 『シティズンシップ教育論』、二〇九―二一〇頁。
- (51) 『デモクラシー』、一七三頁。
- (52) 『シティズンシップ教育論』、一七二頁。ただし、クリックの考えでは、能動的市民であることは個人と社会の双方の豊かで充実したあり方にとって不可欠であるとしても、それ自体を自己目的として至上視すべきだという、行き過ぎた見方はすべきでない。人生は能動的市民として生きるためにあるのではない。少なくともそのためにだけあるのではない、とクリックは考えている（同書、二〇八―二〇九頁参照）。
- (53) 『シティズンシップ教育論』、一六九頁。
- (54) 『シティズンシップ教育論』、一六三―一六四頁。
- (55) 「トクヴィルは正しかったのだ。国家の内部で高度の自立性をもった地元社会や集団が存在することは、デモクラシー体制の内部での自由を守るために不可欠である。公民的共和主義者も、ギリシア人やローマ人を思い出しながら同じように考えた。下位集団やいづれの地元社会の内部でも、参加デモクラシーが可能であれば、可能なかぎりの参加デモクラシーが実施されるべきなのだ。それは政治的統治体にとって好ましいことであり、それぞれの個人の生活にとっても好ましいことである。私たちは、他人から見られているときに最善のものであるのだが、それはもちろん私たちがどのように他人を見ているかにかかっているのだ——道徳的にみても、政治的にみても、デモクラシーからみても。」『デモクラシー』、二〇八頁。
- (56) 『政治の弁証』、一八頁。

- (57) 『シテイズンシップ教育論』、三頁。
- (58) 『シテイズンシップ教育論』、九四頁。
- (59) 『シテイズンシップ教育論』、九七頁。
- (60) 『シテイズンシップ教育論』、五二頁。
- (61) 『シテイズンシップ教育論』、一四八頁。
- (62) 『シテイズンシップ教育論』、一六二—一六三頁。クリックが政治的なものの出現する場を主権国家に限定しなくなったこととの関連で、当初からのクリックの統治論的観点が変わったのかどうか、また、変化しただとすれば、政治リテラシーの捉え方にもどう影響しているか、という疑問が生じるかもしれない。結論から言えば、統治論的観点の変化はなく、したがって、政治リテラシーの捉え方への影響もなかったと言ってしまうだろう。クリックが提示している政治リテラシーの樹形図では、「争点を知る」という大項目の下で知識・技能・態度という中項目が分岐する図式となっている（『シテイズンシップ教育論』、一〇二頁）。多様な利害関係のため争点が生じる（そのために創造的妥協の必要が生じる）のは、国家に限られず、ある程度の規模の大きさや複雑性のある集団でも同様である。そうした集団であれば、どの集団であれ、集団の運営において多様な意見への傾聴が必要であり、かつ、集団として決定したことに全員全員が従うことも必要となる。何らかの集団で、こうした統治の二面性に通じる経験で得られた知見（政治リテラシー）は、別の集団にも転用可能だとクリックは考えるのである。
- (63) クリックは、『シテイズンシップ教育論』の公刊後に発表した論文では、「政治」、「民主主義」、「能動的シテイズンシップ」の関係を、次のように総括的に整理している。「要するに、能動的シテイズンシップは、政治的支配の基盤であり、後者はさらに民主主義政治の前提条件である。」Bernard Crick, 'Politics as a form of rule: Politics, citizenship and democracy' in A. Leftwich (ed.), *What is Politics?*, Polity (Cambridge), 2004, p.75.
- (64) 『政治の弁証』、一一—一三頁。
- (65) 『政治の弁証』、一六頁。
- (66) 『政治の弁証』、一九二頁。
- (67) 『シテイズンシップ教育論』、六〇頁。初期における同趣旨の指摘として、『政治の弁証』、一九二—一九三頁を参照。
- (68) 次の論文は、どのような政治社会でも、したがってクリックが支持する「政治的支配」においても、実質的な価値にかかわる共通利益なしに存続できないという見地からクリックを批判しているが、クリックが『政治の弁証』では共通善に関するコンセンサスと表現したもの——後には手続的価値に関するコンセンサスと捉え直すようになったもの——を、「政治的支配」成立の前提と考

えつゝる点を見落としてゐるように思われる。Anthony Arblaster, 'The Proper Limits of Pluralism', in Iain Hampsher-Monk (ed.), *Defending Politics: Bernard Crick and Pluralism*, pp.97-111.

(69) 『シテイズンシップ教育論』、二一九頁。

(70) 『シテイズンシップ教育論』、一〇頁。

(71) 『シテイズンシップ教育論』、一三〇—一三二頁。

(72) アリストテレス『政治学』（山本光雄訳、岩波文庫、一九六一年）、第四卷第四章、一九〇—一九一頁。

(73) デモクラシーとは実質的に多数決原理であるという見方が支配的な現代においても、過去の個別的事例について公的判断を下す場合、つまり司法判断の場合には、利害当事者が裁判官であるべきでないということは、公正の見地から自明視されている。しかし、未来の個別的事例について公的判断を下す場合、つまり行政的決定の場合には、利害当事者が多数であれば決定を左右してもよいと考えられがちである。この問題については、「多数の専制の見分け方」と題した別稿で、古典的政治学の伝統を参照しながら検討する予定である。

(74) これらの例については、別稿「多数の専制の見分け方」で取り上げる予定である。

(75) 古典的政治学の伝統における一般的決定（立法）と個別的決定（執行）との区別にクリックがまったく気づかなかつたという可能性は考えにくい。なぜなら、立法と執行を区別する見方への次のような言及が見られるからである。ローマにおける貴族階級と民衆との「この同盟は「混合政体」と呼ばれ、もっぱら貴族政でもなければもっぱらデモクラシーだけでもないものだった。ポリュビオスはローマの国制を、元老院が提議し、一般民衆が決議し、行政の長たちが執行する」といった具合に描写したのである。『デモクラシー』、四六頁。

(76) 『政治の弁証』、五六頁。

(77) クリックが憂慮するような実体化された共通利益（あるいは一般意思）の押しつけの危険が生じるのは、共通利益を各人の具体的な個別利益を超越した別のものと考えられる場合であるが、共通利益をそう捉えるべき必然性はないであろう。むしろ、個別利益は、①各個人にとつての利己的利益で特定他者あるいは社会全般の利益と両立しないもの、②特定の個人にとつてのみ利益であるが、特定の他者や社会全般の利益を害さないもの、③各個人にとつて利益であるが、他の個人にとつても同様に利益であるもの（たとえば所有権の保護）というように、区別して捉えるべきである。これらのうちの③は、形式的抽象的に表現できるとともに、各人にとつてそれぞれ切実で具体的な内実をとまう共通利益として扱えるであろう。

(78) 『シテイズンシップ教育論』、一〇二頁。

- (79) 『政治の弁証』、一九二頁。
(80) 『シテイズンシップ教育論』、二一六頁。